「妊婦のための支援給付」のお知らせ

「妊婦のための支援給付」について

妊婦を対象に、妊娠による心身の負担軽減を目的として妊娠に対して５万円、妊娠している子どもの人数に応じて５万円を支給します。

ご案内から支給までの流れ

妊娠期（概ね妊娠8～10週）：妊娠届の提出時に、保健師等との面談を行い、妊婦給付認定の申請と妊婦支援給付金のご案内をします。申請後、1回目の給付金（5万円）が支給されます。

出産・産後：新生児訪問や乳児家庭全戸訪問の際に助産師や保健師等と面談を行います。面談時に2回目の妊婦支援給付金についてご案内します。胎児の数の届出後、2回目の給付金（妊娠している子どもの人数に5万円を乗じた額）が支給されます。

流産・死産等※の場合も支給対象となります。給付金の支給をご希望される場合は、子ども家庭支援課までご連絡ください。
※母子健康手帳交付前の場合は、医師による診断書が必要となります。

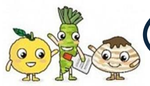

Q＆A

Q.引っ越しを予定しているけど、転入先でももらえるの？

A. 国の法律に基づく給付金です。益田市で給付金をもらっていない場合は、転入先の市町村での申請をご提出することで、受け取ることができます。クーポンでの支給の場合もありますので、詳しくは転入先の市町村にご確認ください。

Q.妊婦支援給付金の申請手続きは、保健師等との「面談」が必要なの？

A.全ての妊婦へ身体的・精神的・経済的な面で、支援を総合的に行う観点から、妊婦等包括相談支援事業と一体的に経済的支援を実施するものであるため、保健師等との面談のご協力をお願いします。

Q. 益田市に転入する前の住所地で「妊婦支援給付金」を受け取った場合でも益田市で申請できるの？

A.全国一律の制度のため、同一の妊娠により複数自治体から二重で受け取ることはできません。
ただし、2回目（胎児の数の届出後）の受給がまだの方は、2回目のみ益田市で申請が可能です。

Q.妊娠が継続しなかった場合（流産・死産・人工妊娠中絶）は対象となるの？

A.医師による胎児心拍確認後、妊娠が継続しなかった場合も対象となります。妊婦給付認定後に5万円、及び胎児の数の届出後に胎児数につき5万円を支給します。

Q. 「妊婦支援給付金」は妊婦本人以外（夫や祖父母等）の口座で申請できるの？

A.法律上、妊婦に対して支給するとされているため、妊婦本人名義の口座でしか申請できません。

＜問合せ先＞ 〒698-0024 益田市駅前町17番1号
益田市福祉環境部 子ども家庭支援課
電話：（０８５６）３１-1381
受付時間：平日8時30分～17時15分